

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

社会福祉法人 ももの会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 ももの会（以下「本会」という）定款第8条及び定款第21条に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員とあわせて役員等という。
- (2) 業務執行理事とは、理事会の決議によって業務を執行する理事として選定された者をいう
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、本会を主たる勤務場所とし、常勤する者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤の役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本会の就業規則または給与規程に基づき給与の支給を受けている役員等には報酬を支給しない。

- 2 評議員の報酬は日額とし、別表1に基づき支給する。ただし、国または地方公共団体の職と兼職する評議員には支給しない。
- 3 非常勤役員の報酬は日額とし、別表2及び別表3に基づき支給する。ただし、国または地方公共団体の職と兼職する非常勤役員には支給しない。

(報酬支払方法)

第4条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用の弁済)

第5条 本会は、第2条の第1号、第3号による役員等が、その職務を行うために要する費用を弁済する。

- 2 費用の弁済の額は実費とする。ただし、旅費については近接地外の出張に関するものを対象とし、本会の旅費規定に基づき、3000円以上の実費が生じた場合を対象とする。
- 3 費用弁済の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指

定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補足)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則 この規程は、2018年6月29日より施行する。

附則 この規程は、2022年6月29日より施行する。

別表1 評議員の報酬（支給日額は源泉徴収税額を除く）

役職	支給日額 (4時間未満の 職務に従事)	支給日額 (4時間以上の 職務に従事)	年度報酬総額 (上限)
評議員	15,000円	30,000円	700,000円

別表2 非常勤役員の報酬（支給日額は源泉徴収税額を除く）

役職	支給日額 (4時間未満の 職務に従事)	支給日額 (4時間以上の 職務に従事)	年度報酬総額 (上限)
理事長	18,000円	36,000円	3,600,000円
理事	15,000円	30,000円	3,000,000円
監事	15,000円	30,000円	3,000,000円
業務執行理事	15,000円	30,000円	3,000,000円

別表3 高度の専門知識を要する非常勤役員の報酬（支給日額は源泉徴収額を除く）

役職	支給日額 (4時間未満の 職務に従事)	支給日額 (4時間以上の 職務に従事)	年度報酬日額 (上限)
業務執行理事	35,000円	70,000円	7,000,000円